

福岡県公報

目 次

告 示 (第876号—第886号)

○道路の供用の開始	(道路維持課) 1
○宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課) 2
○障害者就業・生活支援センターの名称の変更の届出	(新雇用開発課) 2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課) 2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 2
○地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 3
○公共測量の実施	(土木管理課) 3
○公共測量の実施	(土木管理課) 3
○公共測量の終了	(土木管理課) 3

正 誤

○保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成 18年3月福岡県告示第500号)中正誤 4
--	---------

告 示

福岡県告示第876号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年4月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年4月26日
第2526号

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区间
朝倉	女男石線 野町	朝倉郡筑前町新町473番1先から 同郡同町新町500番1先まで
朝倉	211号	朝倉郡東峰村大字福井922番2先から 同郡同村大字福井737番1先まで

福岡県告示第877号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	事務所の所在地、商号及び代表者の氏名	処分内容
福岡県知事(1) 第14541号	福岡市中央区薬院2-14-26 株式会社ライブ・ボックス 代表取締役 上野 孝一	宅地建物取引業務の全部の停止3日間(平成18年4月27日から平成18年4月29日まで)

福岡県告示第878号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市天神4丁目1270番1及び1270番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市天神4丁目8番1号

タワー不動産株式会社 代表取締役 長崎 重一

福岡県告示第879号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

MKプラン

2 氏名

山内 高広

3 主たる営業所の所在地

福岡市中央区天神3丁目4番2号 UBI天神ビル9F

4 登録番号

福岡県知事(1)第08152号

5 登録年月日

平成15年12月15日

6 行政処分の年月日

平成18年3月31日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止120日間（平成18年4月1日から平成18年7月29日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第880号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者として指定した障害者就業・生活支援センターについて、変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定

により次のとおり公示する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

名称の変更

旧名称	新名称	住所	事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人北九州 市手をつなぐ育成会 北州市障害者就業 ・生活支援センター	社会福祉法人北九州 市手をつなぐ育成会 北九州障害者就業・ 生活支援センター	北九州市戸畠 区汐井町1番 6号	北九州市戸畠区 沖台2-4-8	平成18年4 月1日

福岡県告示第881号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営夕田地区土地改良（農業用ため池整備 ）事業計画書の写し	平成18年4月26日から 平成18年5月29日まで	豊前市役所

福岡県告示第882号

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
安徳高明	久留米市梅満町1487番地

2 就任理事

氏名	住所
山中一義	久留米市梅満町1391番地1

福岡県告示第883号

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新宮町沖田地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

氏名	住所
森長俊	糟屋郡新宮町大字上府1105番地
西村善信	糟屋郡柏原町大字戸原787番地4
松崎寛	糟屋郡新宮町大字上府1375番地1
横大路勝也	糟屋郡新宮町大字上府443番地
庵原重信	糟屋郡新宮町大字上府994番地
中野正敏	糟屋郡新宮町大字上府944番地
松崎和秀	糟屋郡新宮町大字上府938番地
松崎博之	糟屋郡新宮町大字上府934番地
森喜美雄	糟屋郡新宮町大字上府575番地4
森修一	糟屋郡新宮町大字上府1149番地9
安川博明	糟屋郡新宮町大字上府982番地
安武研二	糟屋郡新宮町大字上府727番地
安武秀美	糟屋郡新宮町大字上府691番地
渡尚文	糟屋郡新宮町大字上府633番地1

福岡県告示第884号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（行橋土木事務所管内河川台帳修正）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市、旧犀川町を除く京都郡全域	平成18年3月16日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第885号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀川流域	平成18年2月28日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第886号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、甘木市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年4月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（固定資産現況調査）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
平成18年3月13日時点における甘木市の区域	平成18年3月13日

正 認

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	認
					上	下				
18・3・15	2508	告示	500	4	○		7		農林省告示	農林水産省告示